◇**都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第二〇八号）（国土交通省）

一　都市再生特別措置法施行令の一部改正関係

都市再生整備推進法人がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設として、道路、公園等を定めることとした。（第一二条関係）

二　都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正関係

1　資金の貸付けの対象となる都市再生整備推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人の要件を、以下のいずれかに該当することとした。

㈠　一般社団法人又は一般財団法人である都市再生整備推進法人であること。

㈡　次のいずれにも該当する法人であること。

(1)　地方公共団体が資本金、出資金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資していること。

(2)　都市再生特別措置法第七四条第三号に規定する事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。（第二五条関係）

2　資金の貸付けの対象となる都市開発事業等に要する費用の範囲を、都市再生特別措置法第七四条第三号に規定する事業に要する費用の二分の一とすることとした。（第二六条関係）

三　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

歩行者ネットワーク協定に基づく承継効を、宅地建物取引業者が、宅地建物の購入者等に対して、取引主任者をして説明を要する重要事項として追加することとした。（第三条第一項関係）

四　国土交通省組織令の一部改正関係

国土交通省組織令について所要の改正を行うものとすることとした。（第八六条関係）

五　附則関係

1　一、三及び四の規定は、都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二一年一〇月一日）から施行することとした。

2　二の規定は、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（同年九月一日）から施行することとした。

◇**通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二〇九号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣の発行枚数を一、三四六万枚に改めることとした。（別表第三関係）

2　天皇陛下御在位二〇年を記念するため発行する貨幣のうち独立行政法人造幣局が販売するものの価格を、一万円の貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては八万円、一万円の貨幣及び五〇〇円の貨幣でそれぞれ一枚を容器に組み入れたものにあっては八万二、〇〇〇円とすることとした。（別表第四関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**関税法施行令の一部を改正する政令**（政令第二一〇号）（財務省）

1　新潟県の姫川港について、最近における貨物の輸出入の状況等にかんがみ、関税法上の「開港」に指定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二一年八月二〇日から施行することとした。

◇**玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二一一号）（財務省）

1　平成二一年八月三一日に適用期限が到来する報復関税について、その適用期限を一年延長することとした。（第一条及び第二条関係）

2　報復関税に係る税率を変更することとした。（別表関係）

3　この政令は、平成二一年九月一日から施行することとした。

◇**外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第二一二号）（経済産業省）

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二一年一月一日とすることとした。ただし、輸出者等遵守基準に係る規定の施行期日は、平成二二年四月一日とすることとした。

◇**外国為替令等の一部を改正する政令**（政令第二一三号）（経済産業省）

一　外国為替及び外国貿易法の一部改正関係（第一条関係）

1　外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二一年法律第三二号）による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下「改正法」という。）第二五条第三項第一号に定める行為をしようとする者（当該行為に係る取引について同条第一項の許可を受けている者を除く。）は、経済産業大臣の許可を受けなければならないものとすることとした。

2　税関長は、経済産業大臣の指示に従い、記録媒体等を輸出しようとする者が許可を受けていること又は許可を受けることを要しないことを確認しなければならないものとすることとした。

3　改正法第六九条の六第二項第一号に規定する政令で定める核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物の設計、製造又は使用に係る技術を、外国為替令（昭和五五年政令第二六〇号）別表の一から四までの項の中欄に掲げる技術（輸出貿易管理令（昭和二四年政令第三七八号）別表第一の一の項（五）、（六）及び（一〇）から（一二）までに掲げる貨物並びに核兵器等の設計、製造又は使用に係る技術を除く。）とすることとした。

4　その他所要の規定を整備することとした。

二　輸出貿易管理令の一部改正関係（第二条関係）

1　改正法第六九条の六第二項第二号に規定する政令で定める核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物を、輸出貿易管理令別表第一の一の項（五）、（六）及び（一〇）から（一二）までを除く。）及び同表の二から四までの項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）とすることとした。

2　その他所要の規定を整備することとした。

三　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令の一部改正関係

合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族、軍人用販売機関等、軍事郵便局、軍用銀行施設及び契約者等については、改正法第二五条第一項及び外国為替令第一七条第二項に規定する義務を免除することとした。（第三条関係）

四　外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令の一部改正関係（第四条関係）

1　改正法第二五条第三項に規定する行為に係る立入検査等の主務大臣を経済産業大臣とすることとした。

2　その他所要の規定を整備することとした。

五　その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第五条及び第六条関係）

六　この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（平成二一年一月一日）から施行することとした。ただし、一部の改正規定は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**消費者庁及び消費者委員会設置法の施行期日を定める政令**（政令第二一四号）（内閣官房）

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二一年法律第四八号）の施行期日を平成二一年九月一日とすることとした。
